

平成20年5月19日

議会規則第1号

改正 平成21年6月9日議会規則第1号

平成24年12月20日議会規則第1号

平成25年2月27日議会規則第1号

平成25年10月1日議会規則第2号

平成27年9月30日議会規則第1号

目次

第1章 会議

- 第1節 総則（第1条—第13条）
- 第2節 議案及び動議（第14条—第19条）
- 第3節 議事日程（第20条—第24条）
- 第4節 選挙（第25条—第33条）
- 第5節 議事（第34条—第47条）
- 第6節 秘密会（第48条・第49条）
- 第7節 発言（第50条—第66条）
- 第8節 表決（第67条—第77条）
- 第9節 公聴会、参考人（第78条—第84条）
- 第10節 会議録（第85条—第89条）

第2章 委員会

- 第1節 総則（第90条—第94条）
- 第2節 審査（第95条—第111条）
- 第3節 秘密会（第112条・第113条）
- 第4節 発言（第114条—第125条）
- 第5節 委員長及び副委員長の互選（第126条・第127条）
- 第6節 表決（第128条—第138条）

- 第3章 請願（第139条—第145条）
- 第4章 辞職及び資格の決定（第146条—第150条）
- 第5章 規律（第151条—第159条）
- 第6章 懲罰（第160条—第165条）
- 第7章 協議又は調整を行うための場（第166条）
- 第8章 議員の派遣（第167条）
- 第9章 補則（第168条）

附則

第1章 会議

第1節 総則

（参集）

第1条 議員は、招集の当日開会定刻前に議事堂に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。

第110条 委員会は、事件の審査又は調査を終わったときは、報告書を作り、委員長から議長に提出しなければならない。

(閉会中の継続審査)

第111条 委員会は、閉会中もなお審査又は調査を継続する必要があると認めるときは、その理由を付け、委員長から議長に申し出なければならない。

第3節 秘密会

(指定者以外の者の退場)

第112条 委員長は、秘密会を開く議決があったときは、傍聴人及び委員長の指定する者以外の者を会議室の外に退去させなければならない。

(秘密の保持)

第113条 秘密会の議事の記録は、公表しない。

2 何人も、秘密会の議事は、秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

第4節 発言

(発言の許可)

第114条 委員は、すべて委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。

(委員の発言)

第115条 委員は、議題について自由に質疑し、及び意見を述べることができる。ただし、委員会において別に発言の方法を決めたときは、この限りでない。

(発言内容の制限)

第116条 発言は、すべて簡明にするものとして、議題外にわたり、又は範囲を超えてはならない。

2 委員長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。

(委員外議員の発言)

第117条 委員会は、審査又は調査中の事件について必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

2 委員長は、委員でない議員から発言の申出があったときは、その許否を決める。

(委員長の発言)

第118条 委員長は、委員として発言しようとするときは、委員席に着き、発言し、発言が終わった後、委員長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長席に復することができない。

(発言時間の制限)

第119条 委員長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。

2 委員長は、委員長の定めた時間の制限について出席委員から異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮って決める。

(議事進行に関する発言)

第120条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

2 委員長は、議事進行に関する発言がその趣旨に反すると認めるときは、直ちに制止し